

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
株式会社 翻訳センター
代表取締役社長 二宮 俊一郎

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2022年6月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区安土町3丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 4階 ヴィアーレホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | <ol style="list-style-type: none">第36期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件第36期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する賞与支給の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

(3) 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告ならびに連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.honyakuctr.com/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合には、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年6月27日（月曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権としてお取扱いいたします。

また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

#### 4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作がご不明な場合は下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話 (フリーダイヤル) ] 0120 (652) 031  
(受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部  
[電話 (フリーダイヤル) ] 0120 (782) 031  
(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、断続的な緊急事態宣言により経済活動が制限され、一部の企業収益や個人消費が低迷するなど、厳しい状況で推移いたしました。ワクチン接種の進行により各種制限措置は段階的に緩和されましたものの、新たな変異ウイルスによる感染再拡大に加え、本年2月にはウクライナ情勢が悪化するなど、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く環境におきましては、翻訳事業ではテレワークの定着によって顧客企業の事業活動が正常化し、需要は堅調に推移いたしました。通訳事業では対面での会議・商談の自粛・制約が長期化する中、徐々にオンライン通訳サービスの利用が拡大しており、需要も復調傾向にあります。一方、コンベンション事業では国際的な人の往来に対する制限継続に伴う国際会議（学会・研究会）やセミナー・シンポジウム、各種展示会等の度重なる計画見直しなどが影響し、厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは中核をなす翻訳事業の持続的成長を目指すとともに翻訳支援ツールや機械翻訳など最先端技術の積極的な活用を推し進め、企業のグローバル展開に伴う翻訳需要の獲得に努めてまいりました。また、通訳事業とコンベンション事業では既存の対面型サービスをデジタル化したオンライン通訳やオンライン会議支援サービスを積極的に提案することで企業のグローバルコミュニケーションの機会創出を支援し、需要の取り込みを図ってまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績につきましては、コアビジネスである翻訳事業が堅調に推移したことに加え、通訳事業、語学教育事業の実績が前期を上回ったことから、売上高は前期比4.3%増の10,337百万円、利益面においては、翻訳事業の増収および生産性向上に伴う売上総利益率の改善により、営業利益は前期比94.0%増の811百万円、経常利益は前期比80.8%増の841百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比387.0%増の573百万円となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来報告セグメントとして開示しておりました「語学教育事業」について、報告セグメントから除外し、「その他」の区分に変更しております。また、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

#### (a) 翻訳事業

翻訳事業においては、需要の回復基調が続き、期を通じて概ね堅調に推移いたしました。

特許分野では、主要顧客である特許事務所への売上が好調に推移し、売上高は前期比10.2%増の2,316百万円となりました。医薬分野では外資製薬会社からの受注が好調に推移し、国内製薬会社との取引も順調に推移した結果、売上高は前期比1.0%増の2,904百万円となりました。工業・ローカライゼーション分野では自動車、機械など製造業の顧客を中心に需要が緩やかに回復しましたが、収益認識に関する会計基準を適用した影響により、売上高は前期比0.5%減の2,028百万円となりました。金融・法務分野では企業の管理系部署からの受注が順調に推移したことに加え、保険会社からの大型案件受注やIR関連資料の受注増加により、売上高は前期比14.7%増の580百万円となりました。これらの結果、翻訳事業の売上高は前期比4.1%増の7,828百万円となりました。

#### (b) 派遣事業

通訳者や翻訳者を派遣する派遣事業においては、語学スキルの高い人材への底堅い需要に支えられ堅調に推移したものの、期間限定業務終了の影響などから、売上高は前期比1.3%減の1,212百万円となりました。

(c) 通訳事業

通訳事業においては、顧客企業における対面での会議・商談の自粛が長期化しているものの、オンライン会議の定着に伴う通訳需要を積極的に取り込み、売上高は前期比37.0%増の655百万円となりました。

(d) コンベンション事業

コンベンション事業においては、「第19回国際EBウイルスシンポジウム」や「第2回東アジア文化都市サミット」など延期となっていた案件の開催が徐々に再開したものの、大規模な国際会議やイベントの開催に伴う制限の長期化に加え、サービスのデジタル化に伴う案件の規模縮小が影響し、売上高は前期比26.1%減の220百万円となりました。

(e) その他

その他のセグメントにおいては、語学教育事業において前期は通訳者・翻訳者養成スクール「アイ・エス・エス・インスティテュート」の講座で対面からオンライン実施に切り替えたことによる受講者数減少がありました。当期はオンライン講座が定着したことなどから、売上高は前期比9.1%増の420百万円となりました。

なお、株式会社外国出願支援サービスは2021年10月1日付で株式会社FIPASに商号を変更しております。

② 資金調達の状況

該当事項はありません。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資総額は23百万円であり、その主たるものは、翻訳事業におけるファイルサーバーの入替に伴うシステム構築費用11百万円であります。

## (2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

| 区 分                     | 2018年度<br>第 33 期 | 2019年度<br>第 34 期 | 2020年度<br>第 35 期 | 2021年度<br>第 36 期<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高                   | 千円<br>12,008,756 | 千円<br>11,550,579 | 千円<br>9,910,877  | 千円<br>10,337,326              |
| 経 常 利 益                 | 千円<br>905,081    | 千円<br>822,186    | 千円<br>465,140    | 千円<br>841,337                 |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 千円<br>630,239    | 千円<br>304,997    | 千円<br>117,693    | 千円<br>573,179                 |
| 1 株当たり当期純利益             | 円 銭<br>187.39    | 円 銭<br>91.82     | 円 銭<br>35.39     | 円 銭<br>172.14                 |
| 総 資 産                   | 千円<br>6,486,438  | 千円<br>6,222,750  | 千円<br>6,295,512  | 千円<br>7,172,683               |
| 純 資 産                   | 千円<br>4,350,446  | 千円<br>4,545,874  | 千円<br>4,524,814  | 千円<br>5,090,982               |
| 1 株当たり純資産額              | 円 銭<br>1,310.90  | 円 銭<br>1,367.97  | 円 銭<br>1,359.99  | 円 銭<br>1,528.32               |

### (3) 重要な子会社の状況

| 名 称                         | 資 本 金     | 出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容                      |
|-----------------------------|-----------|------|------------------------------------|
| HC Language Solutions, Inc. | 1百万USドル   | 100% | 翻訳事業                               |
| 株 式 会 社 F I P A S           | 45,000千円  | 100% | 外国特許出願支援事業                         |
| 株式会社アイ・エス・エス                | 99,000千円  | 100% | 通訳事業、派遣事業、<br>コンベンション事業、<br>語学教育事業 |
| 株 式 会 社 パ ナ シ ア             | 45,000千円  | 100% | メディカルライティング事業                      |
| 株式会社メディア総合研究所               | 100,000千円 | 100% | 翻訳事業                               |

(注) 2021年10月1日に、株式会社外国出願支援サービスは、商号を株式会社FIPASに変更しております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが外部環境の変化や需要を的確に捉え、持続的な成長を続けるためには中核事業である翻訳事業を中心に、人材の育成に加えデジタル技術を活用したサービスの展開が不可欠だと認識しております。

#### ① 翻訳事業

当社は設立以来、専門分野に特化した人手による翻訳サービスで成長してまいりましたが、機械翻訳の飛躍的な精度向上を受け、先の中期経営計画（2019年3月期から2021年3月期まで）では機械翻訳の戦略的な活用を重点施策に据え、中長期的な競争力を支える言語資産の蓄積と運用に向けた環境の構築に取り組んでまいりました。具体的には、分野特化型機械翻訳「製薬カスタムモデル」の開発・販売をはじめ、人手翻訳の技術・ノウハウと機械翻訳などのテクノロジーを組み合わせたサービスを提供するなど、重点施策を着実に推し進めてまいりました。

また、当社を取り巻く事業環境はワークスタイルの変化やデジタルテクノロジーの進化などによって大きく変化しており、社会の変容を的確に捉えた中長期の戦略構築に取り組んでいく必要があると認識しております。

企業のグローバル展開が加速し、外国語ニーズの拡大が見込まれる中、先の中期経営計画の成果と課題、経営環境の変化を踏まえ、この度、2023年3月期を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を

策定いたしました。

経営ビジョン「すべての企業を世界につなぐ 言葉のコンシェルジュ」は継続し、以下に示す基本方針・重点施策の遂行により、顧客ニーズの多様化・高度化に対応した高付加価値企業となることを目指します。

### 【基本方針】

ビジネス環境の変化やデジタル化の進展に対応しつつ、業界・ドキュメント別に最適化された言語資産の活用モデルを確立し、対象市場でのプレゼンスを高め、持続的な成長を実現します。

### 【重点施策】

#### (a) ドキュメント集約メカニズムの構築

翻訳対象となるドキュメントを当社に集約することでコーパスや用語集といった言語資産の活用の幅を広げ、顧客の翻訳環境の改善を推進します。ドキュメントを集約するため、顧客企業内で発生するドキュメント種類ごとに翻訳サービスを最適化し、新たな専門特化領域を育成します。

また、翻訳の前後の工程であるドキュメントの作成や使用の場面でのサービス提供を強化し、顧客ニーズに幅広く対応できる体制を整備します。

#### (b) ドキュメント別言語資産活用モデルの確立

先の中期経営計画期間では英語を中心に分野特化型機械翻訳の作成に注力してまいりました。今後は機械翻訳の適用範囲を多言語に拡大するとともに、ドキュメント別・顧客別・プロジェクト別の機械翻訳モデル作成にも取り組み、さらなる機械翻訳の精度向上を目指します。

また翻訳作業のデジタル化が加速する中、環境変化に合わせて、翻訳作業のみならず制作工程全般の改善を図り、さらなる生産効率の向上を目指します。

#### (c) 働き方改革や事業変革を支える経営基盤の整備

働き方改革など環境変化に対応した労働および職場環境の実現を目指します。また、事業活動へのIT技術の活用を推進すべく、

デジタル人材の確保やIT技術への投資を積極的に行い、事業変革を支える経営基盤の強化を図ってまいります。

## ② 通訳事業およびコンベンション事業

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大収束後に予想される顧客・市場・社会の変化に対応し、新たな提供価値を創出することを重要な課題と認識しております。同感染症拡大の影響で世界的な人の行き来に対する制限が長期化していることもあり、通訳業界とコンベンション業界ではオンライン通訳やオンライン会議運営支援などデジタルを活用したサービス提供が定着しつつあります。環境変化に伴い、当社グループもデジタル化に対応するサービス提供の基盤を構築し、技術・ノウハウを蓄積してまいりました。同感染症の拡大収束の時期を見通すことは難しく、不透明な事業環境が続いておりますが、引き続きコロナ禍で落ち込んだ収益力の回復に取り組み、外部環境の変化に対応した事業戦略を推進してまいります。

## (5) 主要な事業内容

当社グループでは、特許、医薬、工業・ローカライゼーション、金融・法務の主要4分野の翻訳サービスを提供する翻訳事業、翻訳者や通訳者などの人材を顧客企業に派遣する派遣事業、大規模国際会議や企業内会議における通訳事業、国際会議・国内会議（学会・研究会）やセミナー・シンポジウム、各種展示会の企画・運営を行うコンベンション事業、通訳者・翻訳者を養成する語学教育事業や企業の外国特許出願支援を行うその他の事業を主たる事業としております。

## (6) 主要な拠点等

### ① 当社

| 名 称         | 所 在 地 |
|-------------|-------|
| 大 阪 本 社     | 大阪市   |
| 東 京 本 社     | 東京都港区 |
| 名 古 屋 営 業 部 | 名古屋市  |

### ② 子会社

| 名 称                         | 所 在 地      |
|-----------------------------|------------|
| HC Language Solutions, Inc. | 米国カリフォルニア州 |
| 株 式 会 社 F I P A S           | 東京都港区      |
| 株 式 会 社 アイ・エス・エス            | 東京都港区      |
| 株 式 会 社 パ ナ シ ア             | 東京都港区      |
| 株 式 会 社 メ デ ィ ア 総 合 研 究 所   | 東京都渋谷区     |

## (7) 従業員の状況

### ① 当社グループの状況

| 従 業 員 数     | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|-------------|-----------------------|
| 518名 (121名) | 9名増 (5名減)             |

(注) パートタイマー、アルバイトの臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を( )に外数で記載しております。

### ② 当社の状況

| 従 業 員 数    | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 |
|------------|-------------------|
| 351名 (96名) | 4名増 (3名減)         |

(注) パートタイマー、アルバイトの臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を( )に外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,280,000株  
 (2) 発行済株式の総数 3,369,000株（自己株式37,922株を含む）  
 (3) 株主数 2,538名  
 (4) 大株主の状況（上位10名）

| 株 主 名                                   | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------|----------|---------|
| エ ム ス リ ー 株 式 会 社                       | 663,000株 | 19.90%  |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040      | 287,600  | 8.63    |
| 光 通 信 株 式 会 社                           | 249,000  | 7.47    |
| 東 郁 男                                   | 154,100  | 4.62    |
| 株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2           | 125,800  | 3.77    |
| 内 藤 征 吾                                 | 88,600   | 2.65    |
| M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S | 82,900   | 2.48    |
| 淺 見 和 宏                                 | 78,500   | 2.35    |
| 二 宮 俊 一 郎                               | 57,900   | 1.73    |
| 翻 訳 セ ン タ ー 従 業 員 持 株 会                 | 57,100   | 1.71    |

(注) 持株比率は自己株式（37,922株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

|                      | 株 式 数  | 交 付 対 象 者 数 |
|----------------------|--------|-------------|
| 取締役（監査等委員および社外役員を除く） | 4,000株 | 3名          |

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）  
 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況  
 該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

| 氏 名       | 地位および担当                    | 重要な兼職の状況                                                                                                         |
|-----------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 二 宮 俊 一 郎 | 代 表 取 締 役 社 長              | 株式会社アイ・エス・エス<br>代表取締役社長<br>株式会社メディア総合研究所<br>代表取締役社長<br>HC Language Solutions, Inc.<br>代表取締役社長<br>一般社団法人日本翻訳連盟 理事 |
| 武 山 佳 憲   | 取 締 役 営 業 統 括              | 株式会社パナシア 代表取締役社長                                                                                                 |
| 魚 谷 昌 司   | 取 締 役 管 理 統 括<br>兼 経 理 部 長 | —                                                                                                                |
| 大 西 耕 太 郎 | 取締役（常勤監査等委員）               | 公認会計士大西耕太郎事務所 代表<br>株式会社NEXT CENTURY 取締役<br>株式会社HAYAWAZA 取締役                                                     |
| 山 本 淳     | 取締役（監査等委員）                 | 弁護士法人堂島法律事務所<br>パートナー弁護士<br>ステラケミファ株式会社<br>社外取締役監査等委員                                                            |
| 村 田 淳 一   | 取締役（監査等委員）                 | —                                                                                                                |

- (注) 1. 取締役（常勤監査等委員）大西耕太郎氏、取締役（監査等委員）山本淳氏、取締役（監査等委員）村田淳一氏は社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（常勤監査等委員）大西耕太郎氏、取締役（監査等委員）山本淳氏、取締役（監査等委員）村田淳一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（常勤監査等委員）大西耕太郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）山本淳氏は、弁護士の資格を有しており、法務事項に関する専門的な知識を有しております。
5. 取締役（監査等委員）村田淳一氏は、システム・IT技術に関する豊富な知識と経験を有しております。
6. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、大西耕太郎氏を常勤監査等委員として選定しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（常勤監査等委員）大西耕太郎氏、取締役（監査等委員）山本淳氏、取締役（監査等委員）村田淳一氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、その責任を限定する契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社子会社におけるすべての取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、保険料は全額当社が負担しており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

## (4) 取締役の報酬等の総額

| 区分             | 人数         | 基本報酬               | 業績連動報酬等       | 非金銭報酬等       | 報酬等の総額                  |
|----------------|------------|--------------------|---------------|--------------|-------------------------|
| 取締役（監査等委員を除く）  | 3名         | 67,200             | 21,000        | 5,565        | 93,765千円                |
| 取締役（監査等委員）     | 4名         | 24,000             | -             | -            | 24,000千円                |
| 合計<br>（うち社外役員） | 7名<br>(4名) | 91,200<br>(24,000) | 21,000<br>(-) | 5,565<br>(-) | 117,765千円<br>(24,000千円) |

(注) 上記には、2021年6月28日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役（監査等委員）1名を含めております。

## (5) 基本報酬の内容

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会にて決議された限度額の範囲で、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

#### **(6) 業績連動報酬等に関する事項**

業績連動報酬等は、連結営業利益を主要な指標として勘案しつつ、配当、従業員の賞与水準や過去の支給実績等を総合的に勘案して支給の有無と支給の場合の総額を取締役会で決定し、株主総会決議を経て支給しております。

連結営業利益を主要な業績指標として選定した理由は、中期経営計画にて経営指標として定めており、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるためであります。

当事業年度の連結営業利益は、本招集ご通知の26頁に記載のとおりです。

#### **(7) 非金銭報酬等の内容**

非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容は、譲渡制限付株式であり、その交付状況は、「2.株式の状況（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

#### **(8) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

2019年6月26日開催の第33回定時株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額216百万円以内であります（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、同定時株主総会において、株式報酬の報酬限度額を年額20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

2019年6月26日開催の第33回定時株主総会の決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は年額48百万円以内であります。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(9) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動した報酬体系を構築するため、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。

② 具体的な報酬方針

ア. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、当社グループの業績向上および企業価値の増大へのモチベーションを高めることを主眼においた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等により構成しております。

イ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会にて決議された限度額の範囲で、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定するものとしております。

ウ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、連結営業利益を主要な指標としつつ、配当、従業員の給与水準、過去の支給実績等を総合的に加味して支給の総額を取締役会で決定し、株主総会の決議を経て、賞与として毎年一定の時期に支給いたします。

非金銭報酬等は、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は、譲渡制限付株式であり、株主総会にて決議された年間の株式総数を上限に、原則として毎年一定の時期に、対象取締役は、当社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株式につき処分または発行を受けます。株主価値の共有を中長期にわたっ

て実現するため、譲渡制限期間は、当該割当株式の払込期日から30年間といたします。

## エ. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準に照らし、監査等委員会の審議を踏まえて、取締役会で決定することといたします。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、以下のとおりです。

| 役 位   | 基本報酬   | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |
|-------|--------|---------|--------|
| 代表取締役 | 60～70% | 20～30%  | 10%    |
| 取締役   | 60～70% | 15～25%  | 10%    |

## オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当職務の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。なお、株式報酬については、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議しております。

### ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、監査等委員会の意見を尊重して検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

### (10) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月28日開催の取締役会にて代表取締役社長二宮俊一郎氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当業務の実績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。なお、株式報酬については、取締役会で取締役個人別の割当数を決議しております。

## (11) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 地 位          | 氏 名       | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                              |
|--------------|-----------|--------------------------------------------------------------|
| 取締役（常勤監査等委員） | 大 西 耕 太 郎 | 公認会計士大西耕太郎事務所 代表<br>株式会社NEXT CENTURY 取締役<br>株式会社HAYAWAZA 取締役 |
| 取締役（監査等委員）   | 山 本 淳     | 弁護士法人堂島法律事務所 パートナー弁護士<br>ステラケミア株式会社<br>社外取締役監査等委員            |

(注) 当社と上記兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 主な活動状況および期待される役割に関しても行った職務の概要

| 地 位          | 氏 名       | 主 な 活 動 状 況 等                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（常勤監査等委員） | 大 西 耕 太 郎 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会18回のすべてに出席。</li> <li>・監査等委員会14回のすべてに出席。</li> <li>・経営全般に亘り、適法性、適正性、妥当性の観点から意見の表明を行っております。</li> <li>・公認会計士および税理士としての専門的知見を生かして、当社の財務や会計面で取締役会での監督監視の役割を担っております。</li> </ul>                                                              |
| 取締役（監査等委員）   | 山 本 淳     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会18回のすべてに出席。</li> <li>・監査等委員会14回のすべてに出席。</li> <li>・経営全般に亘り、適法性、適正性、妥当性の観点から意見の表明を行っております。</li> <li>・会社経営に関する法務領域に高い専門性を有し、当社の法務面において取締役会での監督監視の役割を担っております。</li> </ul>                                                                  |
| 取締役（監査等委員）   | 村 田 淳 一   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会18回のうち14回に出席。<br/>(監査等委員就任後の取締役会すべてに出席)</li> <li>・監査等委員会14回のうち10回に出席。<br/>(監査等委員就任後の監査等委員会すべてに出席)</li> <li>・経営全般に亘り、適法性、適正性、妥当性の観点から意見の表明を行っております。</li> <li>・システムとIT技術に関する豊富な知識と経験を有し、当社の情報システム面において取締役会での監督監視の役割を担っております。</li> </ul> |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                      | 報酬等の額    |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 29,300千円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,300千円 |

- (注) 1. 上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。
2. 監査等委員会は、経理部担当取締役、経理部および会計監査人から必要な資料の入手、報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務の執行状況、報酬見積りの算出根拠について確認、検証した結果、提示された報酬額を妥当と判断し同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

上記の事由に該当する事実がある場合のほか、監査等委員会は、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認められた場合、または監査の適切性または効率性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断された場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金30,000千円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および子会社の取締役および従業員を対象とする「グループ企業行動規範」、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスガイド」を定め、法令、定款および社内規程の遵守・徹底を図るとともに、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推進しております。
- ② コンプライアンス上の問題の情報共有、未然防止のために、コンプライアンス担当取締役を委員長とし、当社および子会社の取締役および従業員で構成されるコンプライアンス委員会を設置しています。また、コンプライアンス上の問題の早期発見および対応のため、当社および子会社の従業員を対象として、社内および社外の相談窓口（コンプライアンス・ヘルプライン）を設置しています。
- ③ 重大なコンプライアンス違反が発生した場合は、コンプライアンス担当取締役は社内および社外の相談窓口あるいは関連部署に事実関係を確認のうえ、直ちに取締役会および監査等委員会に報告します。

### (2) 取締役の職務に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令および社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記載・記録して適切な保存管理を行っております。また、取締役は、常時これらの文書等の閲覧が可能です。

### (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社および子会社の事業遂行にあたり発生しうるリスクを平常時の段階で想定するとともに、リスクが現実化した場合の意思決定、役割分担、具体的対応に関する体制を規定するため、当社および子会社を対象とする「リスクマネジメント規程」を制定し運用します。
- ② 当社グループ全体におけるリスクマネジメントを推進するため、「リスク管理委員会」を設置し、経営に重大な影響を及ぼす重要リスクを想定します。想定された重要リスクについては指定を受けた責任部門において、対応策の策定・リスク低減活動の実施等を、合理的かつ適切な方法で管理します。
- ③ 当社または子会社において重要リスクが現実化した場合に、損失を最小限にとどめるために、代表取締役またはその指名する者を本部長とする対策本部を設置し、情報および権限、意思決定の一元化を図り、迅速かつ適切な対応を行います。

### (4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規程に基づき定期的に開催するとともに、必要に応じて適宜臨時に開催して重要事項の決定を行い、相互に業務執行の監督を行っております。
- ② 取締役と各部署の責任者を構成メンバーとし、経営戦略の浸透および各

部署の適時適切な現状報告を目的とした経営会議を月1回開催しております。

- ③ 子会社の取締役の職務の執行に関しては、その自主性を尊重するとともに、当社グループ全体の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」を制定しております。
- ④ 子会社の重要な意思決定に関わる事項については、当社取締役会の決議を経ることとし、当社グループ全体のガバナンスの維持・強化を図っております。
- ⑤ 連結ベースの中期経営計画および年度経営計画を策定し、当社および子会社における適正かつ効率的な経営を執行します。
- (5) **子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**  
子会社の取締役の職務の執行に関し、当社取締役会・経営会議等において、定期的な報告の機会を設けることとしております。
- (6) **監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項**  
監査等委員会がその職務を補助する取締役または使用人を設置すべきことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、内部監査担当者を監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人として指名することとします。
- (7) **前号の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
  - ① 監査等委員の職務を補助の期間中、その使用人への指揮命令権は監査等委員に専属し、取締役の指揮命令権が及ばないものとします。
  - ② 監査等委員会の職務を補助する使用人に対する人事異動等の事項は、事前に監査等委員会の同意を要するものとします。
- (8) **当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制**
  - ① 当社の代表取締役および取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況を報告します。
  - ② 当社および子会社の取締役および使用人は監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するため、職務執行に関する以下の事項について速やかに監査等委員会に報告および情報提供を行います。
    - ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
    - ・ 法令・定款に違反する恐れのある事項および不正行為
    - ・ 毎月の会計関連資料
    - ・ 内部監査室が実施した監査結果
    - ・ コンプライアンス相談窓口への通報状況
    - ・ 上記以外のコンプライアンス上重要な事項
  - ③ 前記にかかわらず、当社および子会社の取締役および従業員は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。
  - ④ 監査等委員は子会社の監査役との間で定期的に意見交換および情報交換

を行います。

- (9) **監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社監査等委員会に報告を行った者が、報告を行ったことにより不利な取扱いを受けないようにするため、報告者およびその内容に関する情報について管理する体制を整備します。

- (10) **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他のその職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行について費用の前払または償還を請求したときは、その請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを当社が証明した場合を除き、速やかにその費用の前払または償還を実施するものとします。また、職務の執行について生ずる債務の処理についても同様とします。

- (11) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を直接確認するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることが可能な体制とします。
- ② 監査等委員は代表取締役ならびに会計監査人との間で定期的に協議し、意見交換と情報の共有化を図ります。

- (12) **財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
- ② 当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

- (13) **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況**

- ① 反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力への対応に関する規程」を整備し、取引の開始にあたり反社会的勢力でないことの確認を徹底するなど組織的に対応することとしております。
- ② 反社会的勢力への対応に関する教育と啓蒙活動を通じ、従業員全員に周知徹底を図るとともに、人事総務部を対応部署として必要に応じ外部専門機関との連携を図る体制を整えております。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおけるコンプライアンスをはじめとするリスク管理の運用状況は以下のとおりであります。

- ・コンプライアンス体制に関しては、コンプライアンス委員会を定期的開催し、当社グループにおける課題と対応に関する情報共有および意見交換を行いました。コンプライアンス委員会においては、啓蒙活動としてコンプライアンス研修の実施や情報発信により、従業員に対する注意喚起と周知徹底を図っております。また、内部通報制度について、外部相談窓口を当社グループ内に周知することにより、効果的な情報収集を図っています。
- ・顧客の情報や個人情報等に対する情報セキュリティ体制に関しては、ISMS (ISO27001)やプライバシーマークの認証に基づいたリスクマネジメントプロセスを導入しております。具体的には、リスク評価に基づき選定した課題について年間計画等を策定し、情報管理委員会や経営者による評価を定期的に受けるほか、役職員に向けての情報発信や研修の実施による啓蒙活動を行っております。
- ・リスク管理体制に関しては、当社では、リスク管理委員会を定期的に開催し、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価して重要リスクを特定し、その重要性に応じたリスク対応を進めております。また、グループ会社においても、個別に実施したリスクアセスメントに基づき対応を行っております。
- ・取締役の業務執行に関しては、当社では、取締役会を当期18回開催のうえ、重要な審議事項に対して取締役および監査等委員それぞれが活発な意見交換を行っております。また、中期経営計画とそれに基づく年度事業計画については、役員および経営幹部が出席する定期的な経営会議等において進捗管理を行っております。
- ・監査等委員会の監査に関しては、当社では、監査等委員会は代表取締役を始め各取締役および各部室長と定期的な会合を実施しているほか、会計監査人より年1回の監査報告、年3回の四半期レビュー報告を受けて連携を図り、監査の実効性の確保、向上に努めております。
- ・グループ会社の経営管理に関しては、当社がグループ会社に派遣した取締役や監査役を通じ、適正な経営基盤やガバナンスの整備、および運営等に対する経営監督を行い、定期的な取締役会の開催・年度および月次での営業活動等の報告を定期的受けることにより、グループ会社の重要な業務執行について適切に管理しております。

本事業報告中の記載金額および％は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示していません。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目                  | 金 額       |
|---------------|-----------|----------------------|-----------|
| (資産の部)        |           | (負債の部)               |           |
| <b>【流動資産】</b> | 6,311,274 | <b>【流動負債】</b>        | 1,891,437 |
| 現金及び預金        | 3,899,282 | 買掛金                  | 812,213   |
| 受取手形及び売掛金     | 2,110,832 | 未払法人税等               | 252,171   |
| 仕掛品           | 135,705   | 返金負債                 | 5,772     |
| その他           | 165,660   | 賞与引当金                | 287,477   |
| 貸倒引当金         | △207      | 役員賞与引当金              | 23,000    |
|               |           | その他                  | 510,801   |
| <b>【固定資産】</b> | 861,408   | <b>【固定負債】</b>        | 190,263   |
| (有形固定資産)      | 40,625    | 役員退職慰労引当金            | 3,200     |
| 建物            | 32,302    | 退職給付に係る負債            | 187,063   |
| 工具、器具及び備品     | 8,322     | <b>負債合計</b>          | 2,081,701 |
| (無形固定資産)      | 66,484    | (純資産の部)              |           |
| その他           | 66,484    | <b>【株主資本】</b>        | 5,068,951 |
| (投資その他の資産)    | 754,298   | 資本金                  | 588,443   |
| 投資有価証券        | 241,106   | 資本剰余金                | 478,823   |
| 退職給付に係る資産     | 67,938    | 利益剰余金                | 4,094,968 |
| 繰延税金資産        | 225,453   | 自己株式                 | △93,283   |
| その他           | 220,249   | <b>【その他の包括利益累計額】</b> | 22,031    |
| 貸倒引当金         | △448      | 為替換算調整勘定             | 25,778    |
|               |           | 退職給付に係る調整累計額         | △3,747    |
| <b>資産合計</b>   | 7,172,683 | <b>純資産合計</b>         | 5,090,982 |
|               |           | <b>負債・純資産合計</b>      | 7,172,683 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金       | 額          |
|-------------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                         |         | 10,337,326 |
| 売 上 原 価                       |         | 5,429,412  |
| 売 上 総 利 益                     |         | 4,907,914  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 4,096,446  |
| 営 業 利 益                       |         | 811,467    |
| 営 業 外 収 益                     |         |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 37,852  |            |
| 助 成 金 収 入 等                   | 1,040   |            |
| そ の 他                         | 1,821   | 40,714     |
| 営 業 外 費 用                     |         |            |
| 支 払 手 数 料                     | 386     |            |
| 為 替 差 損                       | 10,457  |            |
| そ の 他                         | 0       | 10,844     |
| 経 常 利 益                       |         | 841,337    |
| 特 別 損 失                       |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 2,930   | 2,930      |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 838,406    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 317,467 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △52,240 | 265,227    |
| 当 期 純 利 益                     |         | 573,179    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 573,179    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |           |          |           |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 計 |
| 2021年4月1日残高                  | 588,443 | 478,823   | 3,550,599 | △103,119 | 4,514,745 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額    |         |           | 41,567    |          | 41,567    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高    | 588,443 | 478,823   | 3,592,166 | △103,119 | 4,556,313 |
| 当連結会計年度変動額                   |         |           |           |          |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  |         |           | △66,541   |          | △66,541   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |         |           | 573,179   |          | 573,179   |
| 譲渡制限付株式報酬                    |         |           | △3,836    | 9,836    | 6,000     |
| 株主資本以外の項目の当<br>連結会計年度変動額(純額) |         |           |           |          |           |
| 当連結会計年度変動額合計                 | —       | —         | 502,801   | 9,836    | 512,637   |
| 2022年3月31日残高                 | 588,443 | 478,823   | 4,094,968 | △93,283  | 5,068,951 |

|                              | その他の包括利益累計額   |                      |                              | 純資産合計     |
|------------------------------|---------------|----------------------|------------------------------|-----------|
|                              | 為 替 換 算 調 整 額 | 退職給付に係る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括<br>利 益 累 計 額 合 計 |           |
| 2021年4月1日残高                  | 13,452        | △3,384               | 10,068                       | 4,524,814 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額    |               |                      |                              | 41,567    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高    | 13,452        | △3,384               | 10,068                       | 4,566,381 |
| 当連結会計年度変動額                   |               |                      |                              |           |
| 剰 余 金 の 配 当                  |               |                      |                              | △66,541   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益      |               |                      |                              | 573,179   |
| 譲渡制限付株式報酬                    |               |                      |                              | 6,000     |
| 株主資本以外の項目の当<br>連結会計年度変動額(純額) | 12,325        | △363                 | 11,962                       | 11,962    |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 12,325        | △363                 | 11,962                       | 524,600   |
| 2022年3月31日残高                 | 25,778        | △3,747               | 22,031                       | 5,090,982 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

HC Language Solutions, Inc.、株式会社FIPAS

株式会社アイ・エス・エス、株式会社パナシア、株式会社メディア総合研究所

株式会社外国出願支援サービスは2021年10月1日付で株式会社FIPASに商号を変更しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社名

ランゲージワン株式会社

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちHC Language Solutions, Inc. の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準および評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券……………市場価額のない株式等について、移動平均法による原価法によっております。

##### ロ. 棚卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

##### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産

当社および国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………8～18年

工具、器具及び備品……………3～15年

##### ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### ③重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ニ. 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えて、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。  
なお、当社において当制度は2006年6月9日開催の取締役会において廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度廃止日に在任している役員に対する支給予定額であります。

### ④退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ハ. 小規模企業等における簡便法の採用  
連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### ⑤収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社は報告セグメントごとに成果物およびサービスの提供を行っております。各報告セグメントにおける顧客との契約から生じる収益に係る履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## イ. 翻訳事業

翻訳事業においては、特許、医薬、工業・ローカライゼーション、金融・法務等の分野において、技術文書やビジネス文書等の産業翻訳のサービス提供を行っております。顧客からの依頼に基づき、翻訳文等の成果物を納品しており、成果物を納品した時点で、顧客が支配を獲得し、支払を受ける権利が確定するため、履行義務が充足すると判断し、その時点で収益を認識しております。また、一部の特定顧客との契約においては、顧客先での検収が履行義務の充足の条件となっております。そのため、顧客先での検収が完了した時点で、顧客が支配を獲得し、支払を受ける権利が確定すると判断し、その時点で収益を認識しております。なお、これらの収益は顧客との契約において約束された対価（販売システムに登録された登録単価に納品時に確定される文字数等乗じた金額）で測定しておりますが、ボリュームディスカウントが適用される場合の対価はリベートを控除した金額で測定しております。当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しており、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の純額で収益を計上しております。

## ロ. 派遣事業

派遣事業においては、主に顧客企業内において機密保持上、社外に持ち出せない文書類等の翻訳業務を行う翻訳者派遣や顧客企業内で通訳業務に従事する通訳者派遣を行っております。顧客からの依頼に応じて一定期間に係る契約を締結し、その期間を通じて派遣社員が役務を提供しており、当該役務の提供について履行義務を識別しております。当該契約では、派遣社員の役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

## ハ. 通訳事業

通訳事業においては、主に企業内で行われる会議や中小規模の国際会議における通訳業務を受託しております。顧客からの依頼に応じて、通訳者を手配し、通訳サービスを提供しており、当該サービスの提供について履行義務を識別しております。当該契約では、通訳者の役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

## ニ. コンベンション事業

コンベンション事業においては、主に国際会議・国内会議（学会・研究会）やセミナー・シンポジウム、各種展示会の企画・運営業務を行っております。顧客からの依頼に応じて都度の契約を締結し、国際会議運営等のサービスを提供しており、当該サービスの提供について履行義務を識別しております。当該契約では、国際会議運営等のクロージング時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しておりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、翻訳事業の一部の取引のうち、顧客との契約における当社の義務の履行が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断される取引については、従来総額で計上していた顧客への売上高とこれに対応する売上原価を相殺し、純額で収益を計上する方法に変更しております。加えて、サービス提供期間にわたり収益を認識していた一部取引について、履行義務の充足時点を検討した結果、サービス開始時に収益を認識する方法に変更しております。

また、コンベンション事業においても、履行義務の充足時点を検討した結果、収益認識時点を案件の開催日からクロージング日へ変更しております。

さらに、収益認識会計基準を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、レポートの処理について「流動資産」の「受取手形及び売掛金」として表示しておりましたが、当連結会計年度より「流動負債」の「返金負債」として表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める取り扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替を行っておりません。加えて、翻訳事業において特定顧客から受領した契約負債等を「前受金」として、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は264,718千円減少し、売上原価は261,155千円減少、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ3,563千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が41,567千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 収益認識に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                   | 報告セグメント   |           |         |               |           | その他<br>(注) | 合計         |
|-------------------|-----------|-----------|---------|---------------|-----------|------------|------------|
|                   | 翻訳事業      | 派遣事業      | 通訳事業    | コンベン<br>ション事業 | 計         |            |            |
| 売上高               |           |           |         |               |           |            |            |
| 翻訳                |           |           |         |               |           |            |            |
| 特許                | 2,316,267 | —         | —       | —             | 2,316,267 | —          | 2,316,267  |
| 医薬                | 2,904,069 | —         | —       | —             | 2,904,069 | —          | 2,904,069  |
| 工業・ローカ<br>ライゼーション | 2,028,019 | —         | —       | —             | 2,028,019 | —          | 2,028,019  |
| 金融・法務             | 580,085   | —         | —       | —             | 580,085   | —          | 580,085    |
| 人材派遣              | —         | 1,212,296 | —       | —             | 1,212,296 | —          | 1,212,296  |
| 通訳                | —         | —         | 655,136 | —             | 655,136   | —          | 655,136    |
| コンベンション           | —         | —         | —       | 220,790       | 220,790   | —          | 220,790    |
| その他               | —         | —         | —       | —             | —         | 420,660    | 420,660    |
| 顧客との契約から<br>生じる収益 | 7,828,442 | 1,212,296 | 655,136 | 220,790       | 9,916,665 | 420,660    | 10,337,326 |
| その他の収益            | —         | —         | —       | —             | —         | —          | —          |
| 外部顧客への<br>売上高     | 7,828,442 | 1,212,296 | 655,136 | 220,790       | 9,916,665 | 420,660    | 10,337,326 |

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、外国出願支援事業等を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

当連結会計年度における当社及び連結子会社における契約残高の内訳は以下のとおりであります。連結貸借対照表上は、顧客との契約から生じた債権は「受取手形及び売掛金」となります。また、翻訳事業において特定顧客から受領した契約負債等を「前受金」として流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(単位：千円)

|                      | 当連結会計年度   |
|----------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) |           |
| 受取手形                 | 150,005   |
| 売掛金                  | 1,972,614 |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) |           |
| 受取手形                 | 181,660   |
| 売掛金                  | 1,929,172 |
| 契約負債 (期首残高)          |           |
| その他 (前受金)            | 76,620    |
| 契約負債 (期末残高)          |           |
| その他 (前受金)            | 67,421    |

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていたものは、74,563千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

個別の予想契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約に関し、取引価格に含まれていない重要な対価はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な会計上の見積りはありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 170,501千円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式  | 3,369,000           | —                   | —                   | 3,369,000          |
| 合計    | 3,369,000           | —                   | —                   | 3,369,000          |

### (2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式  | 41,922              | —                   | 4,000               | 37,922             |
| 合計    | 41,922              | —                   | 4,000               | 37,922             |

(注) 自己株式の数の減少の内訳は、次の通りであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 4,000株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 66,541         | 20              | 2021年3月31日 | 2021年6月29日 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月28日開催予定の第36回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議いたします。

- イ. 配当金の総額 133,243千円
- ロ. 1株当たり配当額 40円
- ハ. 基準日 2022年3月31日
- ニ. 効力発生日 2022年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、基本的に安全性の高い金融資産で余資運用しております。また、資金調達について現状、自己資金で全て賄えておりますが、事業計画や設備投資計画等に照らした上、必要に応じて外部調達することがあります。デリバティブ取引については行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上又は資本提携等に関連する企業の株式であり、投資先の事業リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、そのほとんどが3ヶ月内の支払期日であり流動性リスクに晒されております。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について営業業務処理規程に従い、各営業部において主要な取引先の状況が必要に応じて調査し、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の営業業務処理規程に準じて、同様の管理を行っております。また、差入先に対する信用リスクについては、差入先の信用状況を定期的に把握すること等を通じて、リスクの軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理  
当社の経理部において適時に資金繰を管理しており、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上されている金融商品のうち、現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。なお、連結貸借対照表上の投資有価証券は、すべて市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額241,106千円）であります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,528円32銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 172円14銭   |

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|---------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部)        |                  | (負債の部)          |                  |
| <b>【流動資産】</b> | <b>4,595,124</b> | <b>【流動負債】</b>   | <b>1,470,080</b> |
| 現金及び預金        | 2,717,980        | 買掛金             | 649,020          |
| 受取手形          | 179,041          | 未払金             | 166,143          |
| 売掛金           | 1,481,227        | 未払法人税等          | 234,022          |
| 仕掛品           | 114,012          | 返金負債            | 5,772            |
| 前払費用          | 72,774           | 賞与引当金           | 210,000          |
| その他           | 30,178           | 役員賞与引当金         | 21,000           |
| 貸倒引当金         | △90              | その他             | 184,121          |
| <b>【固定資産】</b> | <b>1,847,509</b> | <b>【固定負債】</b>   | <b>134,624</b>   |
| (有形固定資産)      | 36,516           | 役員退職慰労引当金       | 3,200            |
| 建物            | 29,843           | 退職給付引当金         | 131,424          |
| 工具、器具及び備品     | 6,672            |                 |                  |
| (無形固定資産)      | 49,136           | <b>負債合計</b>     | <b>1,604,705</b> |
| ソフトウェア        | 43,282           | (純資産の部)         |                  |
| その他           | 5,853            | <b>【株主資本】</b>   | <b>4,837,928</b> |
| (投資その他の資産)    | 1,761,857        | 資本金             | 588,443          |
| 投資有価証券        | 167,310          | 資本剰余金           | 478,823          |
| 関係会社株式        | 1,183,847        | 資本準備金           | 478,823          |
| 前払年金費用        | 72,648           | 利益剰余金           | 3,863,946        |
| 繰延税金資産        | 160,678          | 利益準備金           | 14,434           |
| 差入保証金         | 176,923          | その他利益剰余金        | 3,849,511        |
| その他           | 897              | 自己株式            | △93,283          |
| 貸倒引当金         | △448             | <b>純資産合計</b>    | <b>4,837,928</b> |
| <b>資産合計</b>   | <b>6,442,634</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>6,442,634</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 7,160,137 |
| 売 上 原 価               |         | 3,419,365 |
| 売 上 総 利 益             |         | 3,740,771 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 2,981,150 |
| 営 業 利 益               |         | 759,620   |
| 営 業 外 収 益             |         | 21,132    |
| 営 業 外 費 用             |         | 386       |
| 経 常 利 益               |         | 780,366   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 2,930   | 2,930     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 777,435   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 297,900 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △47,341 | 250,558   |
| 当 期 純 利 益             |         | 526,877   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                       | 株主資本    |         |         |        |                     |           |          |           | 純資産計      |
|-----------------------|---------|---------|---------|--------|---------------------|-----------|----------|-----------|-----------|
|                       | 資本金     | 資本剰余金   |         | 利益剰余金  |                     |           | 自己株式     | 株主資本計     |           |
|                       |         | 資本準備金   | 資本剰余金計  | 利益準備金  | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金計    |          |           |           |
| 2021年4月1日残高           | 588,443 | 478,823 | 478,823 | 14,434 | 3,351,353           | 3,365,788 | △103,119 | 4,329,934 | 4,329,934 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額  |         |         |         |        | 41,658              | 41,658    |          | 41,658    | 41,658    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高 | 588,443 | 478,823 | 478,823 | 14,434 | 3,393,011           | 3,407,446 | △103,119 | 4,371,593 | 4,371,593 |
| 当期変動額                 |         |         |         |        |                     |           |          |           |           |
| 剰余金の配当                |         |         |         |        | △66,541             | △66,541   |          | △66,541   | △66,541   |
| 当期純利益                 |         |         |         |        | 526,877             | 526,877   |          | 526,877   | 526,877   |
| 譲渡制限付株式報酬             |         |         |         |        | △3,836              | △3,836    | 9,836    | 6,000     | 6,000     |
| 当期変動額合計               | -       | -       | -       | -      | 456,499             | 456,499   | 9,836    | 466,335   | 466,335   |
| 2022年3月31日残高          | 588,443 | 478,823 | 478,823 | 14,434 | 3,849,511           | 3,863,946 | △93,283  | 4,837,928 | 4,837,928 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ①関係会社株式……………移動平均法に基づく原価法によっております。
- ②その他の有価証券……………市場価額のない株式等について、移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

- 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- 建物……………8～18年
- 工具、器具及び備品……………3～15年

##### ②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (4) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ②賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- ③役員賞与引当金……………役員賞与支給に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- ④退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

⑤役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支給に備えて、当社内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

なお、当社において当制度は2006年6月9日開催の取締役会において廃止となり、「役員退職慰労引当金」は制度廃止日に在任している役員に対する支給予定額であります。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、特許、医薬、工業・ローカライゼーション、金融・法務等の分野において、技術文書やビジネス文書等の産業翻訳のサービス提供を行っております。顧客からの依頼に基づき、翻訳文等の成果物を納品しており、成果物を納品した時点で、顧客が支配を獲得し、支払を受ける権利が確定するため、履行義務が充足すると判断し、その時点で収益を認識しております。また、一部の特定顧客との契約においては、顧客先での検収が履行義務の充足の条件となっております。そのため、顧客先での検収が完了した時点で、顧客が支配を獲得し、支払を受ける権利が確定すると判断し、その時点で収益を認識しております。なお、これらの収益は顧客との契約において約束された対価（販売システムに登録された登録単価に納品時に確定される文字数等を乗じた金額）で測定しておりますが、ボリュームディスカウントが適用される場合の対価はリベートを控除した金額で測定しております。当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しており、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の純額で収益を計上しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理…………… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、翻訳事業の一部の取引のうち、顧客との契約における当社の義務の履行が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断される取引については、従来総額で計上していた顧客への売上高とこれに対応する売上原価を相殺し、純額で収益を計上する方法に変更しております。加えて、サービス提供期間にわたり収益を認識していた一部取引について、履行義務の充足時点を検討した結果、サービス開始時に収益を認識する方法に変更しております。

また、収益認識会計基準を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、リポートの処理について「流動資産」の「受取手形及び売掛金」として表示しておりましたが、当事業年度より「流動負債」の「返金負債」として表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める取り扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替を行っておりません。加えて、翻訳事業において特定顧客から受領した契約負債等を「前受金」として、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度における売上高は261,662千円減少し、売上原価は261,189千円減少、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ473千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が41,658千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

### 3. 収益認識に関する注記

「連結注記表 3. 収益認識に関する注記」に記載の通りであります。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な会計上の見積りはありません。

### 5. 貸借対照表に関する注記

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額      | 118,714千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 |           |
| ①短期金銭債権                 | 32,356千円  |
| ②短期金銭債務                 | 32,980千円  |

### 6. 損益計算書に関する注記

|                 |          |
|-----------------|----------|
| (1) 関係会社との取引高   |          |
| 営業取引による取引高      |          |
| ①売上高            | 73,909千円 |
| ②仕入高            | 97,709千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 22,478千円 |

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首株式数(株) | 当事業年度<br>増加株式数(株) | 当事業年度<br>減少株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式  | 41,922            | —                 | 4,000             | 37,922           |
| 合計    | 41,922            | —                 | 4,000             | 37,922           |

(注) 自己株式の数の減少の内訳は、次の通りであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 4,000株

## 8. 税効果会計に関する注記

(繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳)

繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 賞与引当金     | 86,860千円  |
| 未払事業税     | 15,932千円  |
| 未払社会保険料   | 13,526千円  |
| 退職給付引当金   | 40,189千円  |
| 関係会社株式評価損 | 36,478千円  |
| その他       | 38,110千円  |
| 繰延税金資産小計  | 231,098千円 |
| 評価性引当額    | △48,204千円 |
| 繰延税金資産合計  | 182,894千円 |
| 繰延税金負債    |           |
| 前払年金費用    | 22,216千円  |
| 繰延税金負債合計  | 22,216千円  |
| 繰延税金資産の純額 | 160,678千円 |

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 1,452円36銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 158円24銭   |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社翻訳センター

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 平岡義則 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 入山友作 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社翻訳センターの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社翻訳センター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会への責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社翻訳センター

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 平岡義則 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 入山友作 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社翻訳センターの2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社翻訳センター 監査等委員会

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 常勤監査等委員 | 大西耕太郎 <sup>㊞</sup> |
| 監査等委員   | 山本 淳 <sup>㊞</sup>  |
| 監査等委員   | 村田 淳一 <sup>㊞</sup> |

(注) 常勤監査等委員大西耕太郎、監査等委員山本淳及び村田淳一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社では、株主各位に対する利益還元を経営の重要な課題のひとつとして認識しており、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。これに基づきまして、第36期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は133,243,120円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                  | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | （削除）  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第33回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新設)</p> | <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、第33回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u> 定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員が任期満了となりますので、改めて取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | 二宮俊一郎<br>(1969年7月21日生) | 1997年4月 株式会社翻訳センター（東京）入社<br>2001年9月 当社東京営業部長<br>2004年6月 当社取締役（現任）東京営業部長<br>2005年4月 東京第一・第三営業部長兼営業戦略室長<br>2007年4月 経営企画室長<br>2010年4月 経営企画室長兼内部監査室長<br>2011年4月 業務推進部担当兼経営企画室長兼内部監査室長<br>2012年4月 業務推進部担当兼経営企画室長兼内部監査室長兼品質管理推進部長<br>2012年10月 経営企画室長兼品質管理推進部長<br>2014年4月 東京第一営業部担当兼品質管理推進部担当兼経営企画室担当<br>2015年4月 経営企画担当<br>2016年6月 営業統括兼経営企画担当<br>2017年4月 営業・経営企画統括兼業務推進部長<br>2017年6月 経営企画統括兼業務推進部長<br>2017年10月 経営企画統括<br>2018年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社メディア総合研究所 代表取締役社長<br>HC Language Solutions, Inc. 代表取締役社長<br>一般社団法人日本翻訳連盟 理事 | 57,900株             |
| 2     | 武山佳憲<br>(1971年6月19日生)  | 2000年10月 当社入社<br>2008年4月 当社東京第一営業部長<br>2009年9月 当社東京第二営業部長<br>2015年4月 当社医薬営業部長<br>2017年6月 当社取締役（現任）営業統括兼医薬営業部長<br>2017年11月 営業統括兼医薬営業部長兼工業・ローカライゼーション営業部長<br>2019年4月 営業統括兼工業・ローカライゼーション営業部長<br>2021年4月 営業統括（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社パナシア 代表取締役社長                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 4,200株              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                     | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 3     | うお かに まさ し<br>魚 谷 昌 司<br>(1973年9月25日生) | 2002年4月 当社入社<br>2014年4月 当社経理部長<br>2018年6月 当社取締役管理統括兼経理部長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>なし | 5,200株              |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 二宮俊一郎氏を取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

二宮俊一郎氏は、当社および当社グループ会社において長年に亘り経営に携わり、2018年6月から当社代表取締役社長を務めております。当社グループの事業における豊富な経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

3. 武山佳憲氏を取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

武山佳憲氏は、当社入社以来、主に営業部門に従事し、2017年6月から取締役を務めております。当社における豊富な業務経験と、営業部門に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

4. 魚谷昌司氏を取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

魚谷昌司氏は、当社入社以来、主に管理部門に従事し、2018年6月から取締役を務めております。当社における豊富な業務経験と、管理部門に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、各候補者が、取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになり、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、保険料は全額当社が負担しており、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記の保険契約により填補されません。また、次回は2023年5月の更新を予定しております。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する賞与支給の件

当事業年度の業績等を総合的に勘案して、当期末時点の取締役3名（監査等委員である取締役を除く。）に対し、取締役賞与として総額21百万円を支給することといたしたいと存じます。なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会にご一任したいと存じます。

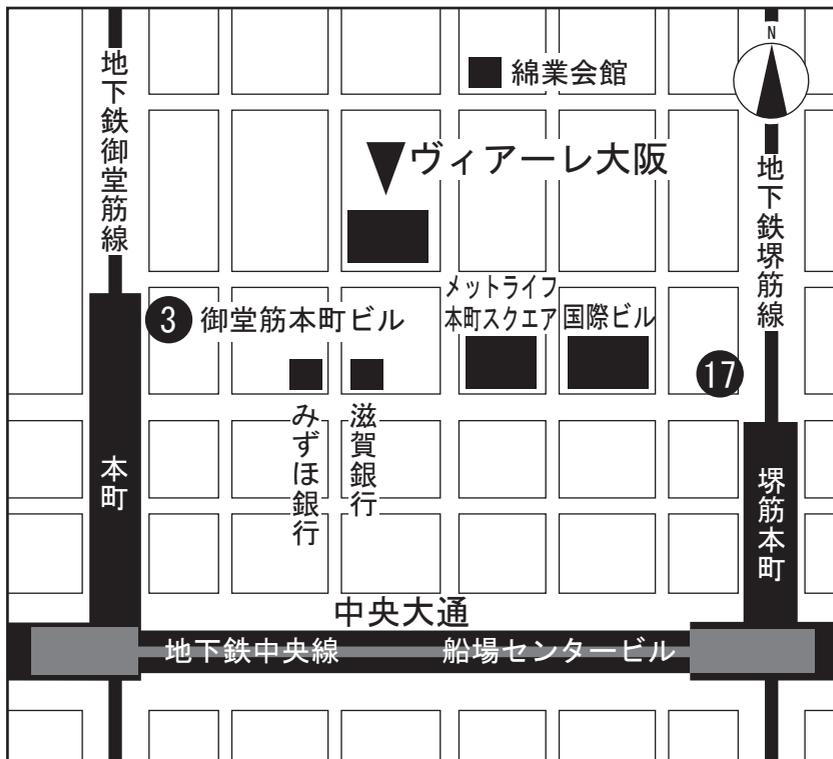
本議案は、当社が2021年2月12日開催の取締役会において定めた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等（その概要につきましては事業報告17頁から18頁をご参照ください。）に沿うものであり、相当であると判断しております。

また、監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の賞与に関して、当事業年度における業務執行及び業績等を評価したうえで、妥当であると判断しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町3丁目1番3号  
ヴィアーレ大阪4階『ヴィアーレホール』  
TEL 06-4705-2411



交通 地下鉄御堂筋線・中央線「本町駅」下車 3番出口  
より徒歩約3分  
地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町駅」下車 17番出  
口より徒歩約5分